

# どこでも刑法 # 総論

和田俊憲

2019年10月発売 / 208頁 / 本体1800円+税  
四六判 / 並製



編集  
担当  
者  
から

普段からきちんと勉強しなくちゃいけないと思いつつも、なかなかまとまった時間がとれない。かといって、隙間時間をついついSNSやYouTubeに費やしてしまう……という経験、ありませんか？

そんな忙しい学生のみなさんに朗報です。本書はすべての項目が4頁または6頁で書かれた、電車でも、気動車でも、バスでも、「どこでも」「さくさく」読めるよう工夫された画期的なテキストなのです（※乗り物酔い・乗り過ごしにはご注意ください）。

さらに初学者でも、前から順に読めば刑法総論の全体像が自然と頭に入るよう工夫された構成で、読みやすさも抜群です。「本書の全体を理解すれば、大学や担当教員の違いを問わず、刑法総論の単位は問題なく取得できるのではないかと思う」という至れり尽くせりの1冊。担当者として、自信を持っておすすめします！（共犯者）

Point!

P

『鉄道と刑法のはなし』（NHK出版、2013年）も参照。

○単一の項目を深める [Ⅷ]

Ⅶ 故意
こい
1 項目 M+V

1. 故意の認識対象——事実の認識と意味の認識

故意とは、「**犯罪事実の認識・認容**」である。これは、犯罪を構成する事実を主観面に思い描きながら（認識）、あえて行為に出る（認容）ことで認められる。客観的要件がみだされていれば行為に出たことは前提になるから、重要なのは「**犯罪事実の認識**」がどういう場合に認められるかである。これは、①認識の対象である「**犯罪事実**」とは何かという問題と、②主観面がどのような状態であるときに「**認識している**」といえるのかという問題に分けられた。

認識の対象は、まず、たとえば殺人罪であれば、自分の行為から被害者の死亡結果が発生するという**標的事実**である。（犯罪の客観的要件に該当する事実の外形）を認識しなければならない。これは「**事実の認識**」とよばれるのだ。さらに次のような「**意味の認識**」も必要である。

**事例 19** Xは自宅に覚醒剤を置いていたが、「メタンフェタミン」という名称の風邪薬だと勘違いしていた。

覚醒剤の所持が禁止され犯罪とされる（覚せい剤取締法41条の2

第1項）のは、それが幻覚作用や依存性により公衆衛生上の危険がある物質だからである。そのような（処罰の根拠となる性質）を認識しているときにはじめて、行為者の主観面が犯罪性のあるものになり、故意が認められる。**事例 19**のXは、「メタンフェタミン」という覚醒剤の物質名は認識しているが、覚醒剤所持について意味の認識を欠くので、覚醒剤所持罪の故意は否定される。もっとも、一般的な犯罪類型では、事実の認識があれば意味の認識も認められるのが通常であり、意味の認識の有無をえて判断しなければならない場面は限られている。

2. 未本の故意の認定

主観面に犯罪事実と犯罪ではない**事実**の両方が構れている場合は、犯罪事実の認識があると判断され、未本の故意が認められるのであった。

**事例 20** Xは、Aが死亡するかもしれない死亡しなかもしれないと認識しつつ、橋の上からAを突き落とした。Aは橋の下で溺死した。

この場合は、Xに殺人の未本の故意が肯定できる。では、事例が次のように記述されていたらどうか。

**事例 21** Xは、橋の上からAを突き落とした。Aは橋の下で溺死した。

**事例 20**とは異なり、**事例 21**のように行為の時点で行為者の主観面が直ちに明らかではないときには、どのように認識の有無を判断したらよいのだろうか。